

## 火災ごみの処理手数料の減免申請について

## 減免を受ける場合

那須烏山市・那珂川町の一般家庭において、火災によるごみが発生した場合、保健衛生センター窓口にて一般廃棄物処理手数料減免申請書を提出し、申請が認められれば、保健衛生センターへ火災ごみを搬入する際のごみ処理手数料が減免されます。

なお、事業所や工場は減免の対象外です。(搬入基準を満たせば、有料での搬入は可能です。)

### 減免申請手順

火災の発生



り災証明書の発行  
管轄の消防署



減免申請  
保健衛生センター



必要に応じて現地確認



分 別



搬 入

### 注意

- ・火災ごみの搬入は、り災者本人か一般廃棄物収集許可業者しかできません。
- ・火災ごみは、搬入前に分別してください。搬入基準を満たさない場合は、搬入できません。

- ・り災証明書、免許証等氏名住所確認できるもの、印鑑を保健衛生センターへお持ちください。
- ・原則、り災者本人が申請を行ってください。本人以外の方が申請する場合は、委任状(任意様式)を提出いただきます。
- ・申請時に受け入れできる火災ごみ(裏面参照)の説明をします。免除申請時の火災ごみ搬入はできません。

- ・組合職員又は市町職員が、必要に応じて火災現場を確認し、分別などのアドバイスをすることがあります。

- ・火災ごみは、搬入前に分別してください。搬入の際に施設内で分別することはお断りします。
- ・分別の状況によっては、搬入をお断りすることがあります。
- ・分別が分からない場合は、下の連絡先にお問い合わせ下さい。

- ・搬入は、り災者本人か一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。それ以外の方が搬入することは違法です。
- ・搬入の際は、保健衛生センター職員が火災ごみの内容を確認します。
- ・当施設で受け入れできない火災ごみ(裏面参照)は、お持ち帰りいただきます。
- ・センターに提出した減免申請書の写し(受付印のあるもの)を持参ください。
- ・搬入者が火災ごみをおろしてください。

### 連絡先

南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター

連絡先 ☎83-1155 FAX83-1156

申請受付 月曜日～金曜日(午前8時30分～午後5時15分)

祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く